

生徒・保護者が教員を信頼し、円滑な教育活動を行うために、生徒の保護を優先し、性被害根絶に努め、教育公務員としての信頼を損なうことがないように、校内ルールを定め遵守する。また、校内研修においては、人権感覚を高める取組みを意識して継続的に実施する。

生徒相談における注意点

- (1) 生徒と教室や研究室等で1対1にならない。
- (2) 相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は管理職（副校長）が指定した場所で行う。

研究室等の整備・鍵の管理

- (1) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
- (2) ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰かが見えるようにする。
- (3) ドアの小窓の設置等が難しい部屋は、部屋管理者を管理職（副校長）とし、随時、使用状況等を確認する。
- (4) 部屋を1人の教職員が管理しないよう、鍵の複数化や事務室での保管とする。

SNSの利用

- (1) 生徒、保護者と私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (2) 欠席連絡等は、原則として学校代表電話を利用する。

日常における注意点

- (1) 生徒の身体へは、安全確保等の誰が見ても社会通念上認められる場面以外、接触しない。
- (2) 教育目的外はもちろん、教育目的であったとしても不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (3) 保健等の教科教育や性教育以外で、生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (4) クラブ引率や生徒指導上の業務で、自家用車に生徒を乗車させる場合は1対1にならないようにし、やむを得ない場合は管理職（副校長）に相談のうえ対応する。

人権意識・人権感覚の育成

- (1) 人権教育を徹底して実施する。その中で具体的な対処法を身に付けるための児童・生徒や教職員を対象としたワークショップやグループワークなどを実施する。

校内相談窓口

- (1) わいせつ行為が疑われるときはもとより、部屋の管理が不適正であったり、生徒への指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。
- (2) 教職員から学校運営委員会のメンバーに相談する。
- (3) 生徒がどの教職員に対しても、相談や訴えをしやすい環境づくりを日常から構築する。

校外相談窓口

- (1) 学校生活相談センター ☎0120-0-78310
- (2) 子ども支援センター 子ども専用☎0800-800-8035
大人専用 ☎026-225-9330

犀峽校の窓口

篠ノ井高等学校犀峽校（代表） ☎ 026-262-2044